

宇部市バリアフリー化マスタープラン



令和 2 年 3 月

宇部市健康福祉部障害福祉課

はじめに

本市は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」の開催を契機とした、共生社会の実現を推進するための「共生社会ホストタウン」に全国で初めて登録されました。共生社会ホストタウンとして、誰もが生き生きと暮らせる社会を実現するために、ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーに取り組んでいます。

共生社会の実現には、建築物や道路等のバリアフリー化が不可欠であり、特に、高齢者、障害者等多くの人を利用する交通機関や施設等が集まった地区では、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すことが重要です。

そこで、本市では「第四次宇部市総合計画」や「宇部市都市計画マスタープラン」、「宇部市立地適正化計画」等との整合性を図りながら、まちなかにおける移動等の円滑化を図るため、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」の方針として、「宇部市バリアフリー化マスタープラン」を策定いたしました。

また、マスタープランでは施設整備だけではなく、市民一人ひとりが心のバリアを取り除き、お互いに理解を深め支えあう「心のバリアフリー」を、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で取り組むこととしています。

今後は、本マスタープランの基本方針に基づき、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進し、誰もが安全・快適に暮らせる共生とにぎわいのあるまちづくりを推進してまいります。市民の皆様をはじめ、事業者、関係機関の皆様には一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、御尽力をいただいた宇部市公共交通協議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御協力をいただいた市民の皆さんに心からお礼を申し上げます。

令和2年(2020年)3月

宇部市長

久保田右子



～ 目 次 ～

第 1 章 バリアフリー化マスタープラン策定にあたって	1
1) 策定の背景と目的	3
2) マスタープランの位置づけ	4
3) 上位・関連計画	5
4) 計画期間	10
第 2 章 移動等円滑化促進地区の概況	11
1) 宇部市の概況	13
2) 移動等円滑化促進地区の設定	19
第 3 章 移動等円滑化の基本的な考え方	21
1) 基本的な考え方	23
2) 基本理念	23
3) 基本方針	24
第 4 章 移動等円滑化促進地区の区域 及び生活関連施設、生活関連経路	25
1) 移動等円滑化促進地区の区域	27
2) 生活関連施設、生活関連経路の設定	28
3) 移動等円滑化の促進に関する取り組み	33
第 5 章 届出制度	37
1) 届出制度の概要	39
2) 届出制度の対象の指定	40
第 6 章 移動等円滑化に関する情報の収集	43
1) 施設設置管理者からの情報提供	45
2) 情報の整理及び提供	45
第 7 章 バリアフリーの推進に向けて	47
1) 心のバリアフリーの取り組み	49
第 8 章 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の評価・見直し	51
1) マスタープランの評価・見直し	53

<参考資料>

- 1 「宇部市バリアフリー化マスタープラン」の策定経過
- 2 宇部市公共交通協議会設置要綱
- 3 宇部市公共交通協議会（移動等円滑化促進方針関係）委員
- 4 宇部市バリアフリー化推進連絡協議会設置要綱
- 5 まち歩き点検及びワークショップの実施
- 6 「宇部市バリアフリー化マスタープラン（案）」パブリックコメントの実施結果

第 1 章 バリアフリー化マスタープラン策定にあたって

1) 策定の背景と目的

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない高齢社会を迎え、今後さらなる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められています。

また、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が求められています。

本市においても、高齢化が進行しており、平成 27 年の国勢調査では 65 歳以上の高齢者割合が 3 割を超えました。高齢者や障害者を含む多くの人が安全・快適な生活を送るためには、ハード・ソフト両面のバリアフリーのまちづくりが急務となっています。

このような状況の中、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、障害がある人もない人も分けへだてなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会づくりに向けて、バリアフリー化の実施に努めることとされました。

さらに、平成 30 年 11 月に施行された改正バリアフリー法において、市町村全体のバリアフリー化の方針を示すことで、利害関係者が当該方針を共有し、かつバリアフリー化の具体的な整備機運を高めるための「移動等円滑化促進方針」制度が設けられました。

この制度では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を「移動等円滑化促進地区」として設定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すことで、広くバリアフリー化についての考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成につなげていくことを目的としています。

本市では、平成29年4月に「宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例」を施行し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用する機会を確保するとともに、障害のある人が適切なコミュニケーション支援を受けることができるように、移動等における社会的障壁を除去するための施策（施設のバリアフリー化）を推進することとしています。

さらに、平成29年12月には全国で初めて共生社会ホストタウンに登録され、パラリンピアンとの交流などを通じ、アートとスポーツの両軸から心とまちのバリアフリー化の取り組みを進めています。

高齢者、障害者、外国人等誰もが安心して生き生きと暮らせる共生社会を実現するためには、バリアフリーのまちづくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

以上により、本市では「移動等円滑化促進方針」制度に基づく『宇部市バリアフリー化マスタープラン』を作成し、今後の円滑なバリアフリー化を促進するための基本方針を定めるものとします。

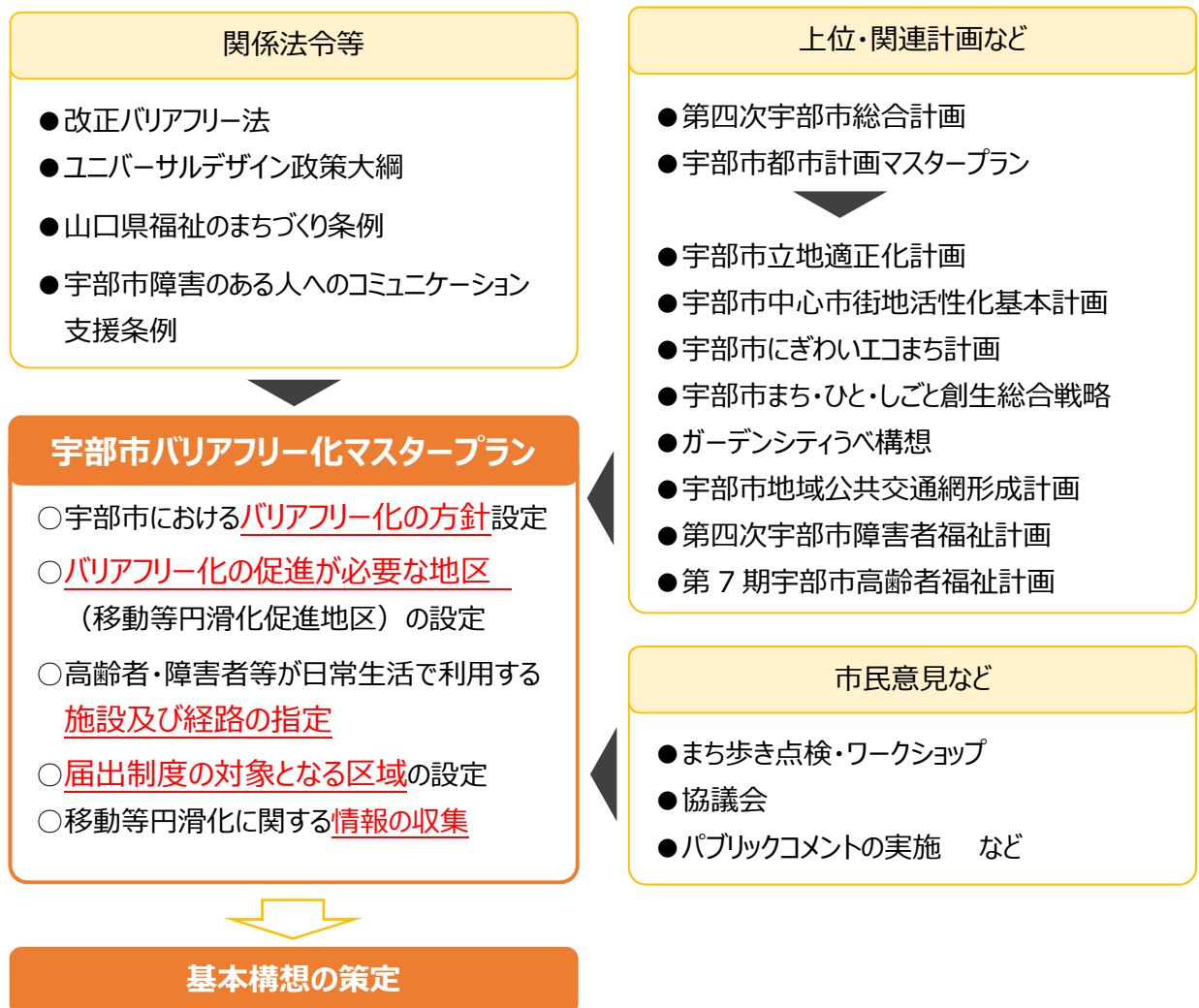
2) マスタープランの位置づけ

バリアフリー法[※]では、高齢者、障害者等の、移動や施設利用の利便性、安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされています。

平成 30 年 5 月に公布された改正バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律）では、市町村が移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」とする。）を定める【マスタープラン制度】が新たに創設されました。

本マスタープランは、「改正バリアフリー法」や「ユニバーサルデザイン政策大綱」等に基づくとともに、本市の目指すべき姿を定めた「第四次宇部市総合計画」や「宇部市都市計画マスタープラン」、「宇部市立地適正化計画」、「宇部市地域公共交通網形成計画」等との整合を図りつつ策定します。また、他の関連計画との整合にも努め、施策や事業との連携を図ります。

※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）



3) 上位・関連計画

マスタープランの策定にあたり、特に関連性の高い上位・関連計画の概要を以下に示します。

(1) 関係法令等

1) 改正バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律）（H30.11 及び H31.4 施行）

- ①理念規定/国および国民の責務
 - 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
 - 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道利用者による声かけ等）を明記
- ②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取り組みの推進
- ③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取り組み強化 ⇒マスタープラン制度の創設
- ④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

2) ユニバーサルデザイン政策大綱（H17.7 策定）

【基本的な考え方】

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していく。

【5つの基本的考え方】

- ①利用者の目線に立った参加型社会の構築
- ②バリアフリー施策の総合化
- ③だれもが安全で円滑に利用できる公共交通
- ④だれもが安全で暮らしやすいまちづくり
- ⑤技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応

3) 山口県福祉のまちづくり条例（H24.3 改正）

【基本方針】

- ① 福祉のまちづくりへの取り組みを促進するため、県民意識の高揚を図ること。
- ② 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進すること。
- ③ 高齢者、障害者等の社会的活動への自主的かつ積極的な参加を促進すること。

4) 宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例（H29.4 施行）

【基本理念】

- 障害のある人がコミュニケーションを円滑に行う権利は、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション手段を活用することにより、最大限に尊重されなければならない。
- 障害のある人のコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害のある人となない人とが相互に違いを理解し、それぞれの人格と個性を尊重することを基本としなければならない。

(2) 上位計画

1) 第四次宇部市総合計画（H22.3 策定）

【コンセプト】

- “元気”を合言葉に、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくり

【まちづくりの基本理念】

- 「共存同栄・協同一致」、「人間が尊重される都市づくり」

【求める都市像】

- みんなで築く 活力と交流による元気都市
～地域資源を共有し、みんなの元気を発信する協働のまちをめざして～

【安心・安全で、快適に暮らせるまちづくりへの取り組み】

- 立地適正化事業
- 宇部駅周辺地区整備事業
- 市営住宅整備事業
- 道路整備・安全対策事業
- ユニバーサルデザイン・バリアフリー推進事業

2) 宇部市都市計画マスタープラン（H28.3 改定）

【都市づくりの目標】

- ①都市空間の再編で活力を高める都市づくり
- ②安心できる暮らしをみんなで築く都市づくり
 - ・方針 1 コミュニティの豊かな暮らしの場をつくる（居住誘導）
 - ・方針 2 歩いて暮らせるまちをつくる（歩行者・自転車）
 - ・方針 3 災害に強いまちをつくる（防災・減災）
- ③宇部らしい環境を交流につなげる都市づくり
- ④多様な機能が便利につながる都市づくり

【歩いて暮らせるまちをつくる取り組み】

- 全ての人にやさしい歩行環境の整備
- 公共公益施設のバリアフリー化

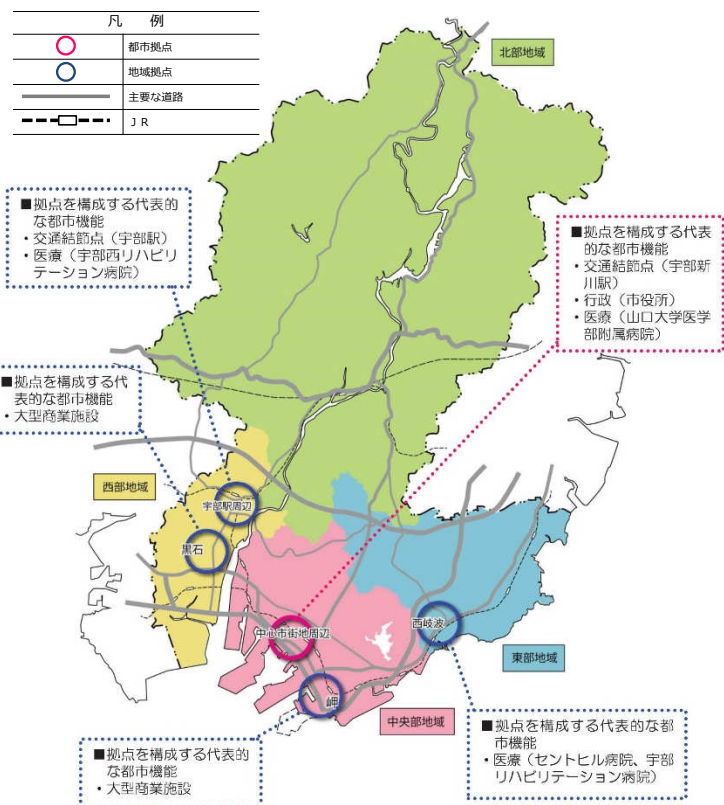


図 拠点の位置図

※本計画では、市民の身近な生活行動単位である自治会区や小学校区を基本に、歴史的な沿革や地形、地理的条件等を考慮し、市域を「中央部地域」「西部地域」「東部地域」「北部地域」の4地域に区分します。

(3) 関連計画

1) 宇部市立地適正化計画 (H31.3 策定)

【実施方針】

○にぎわい・安心・利便性の高い生活の実現

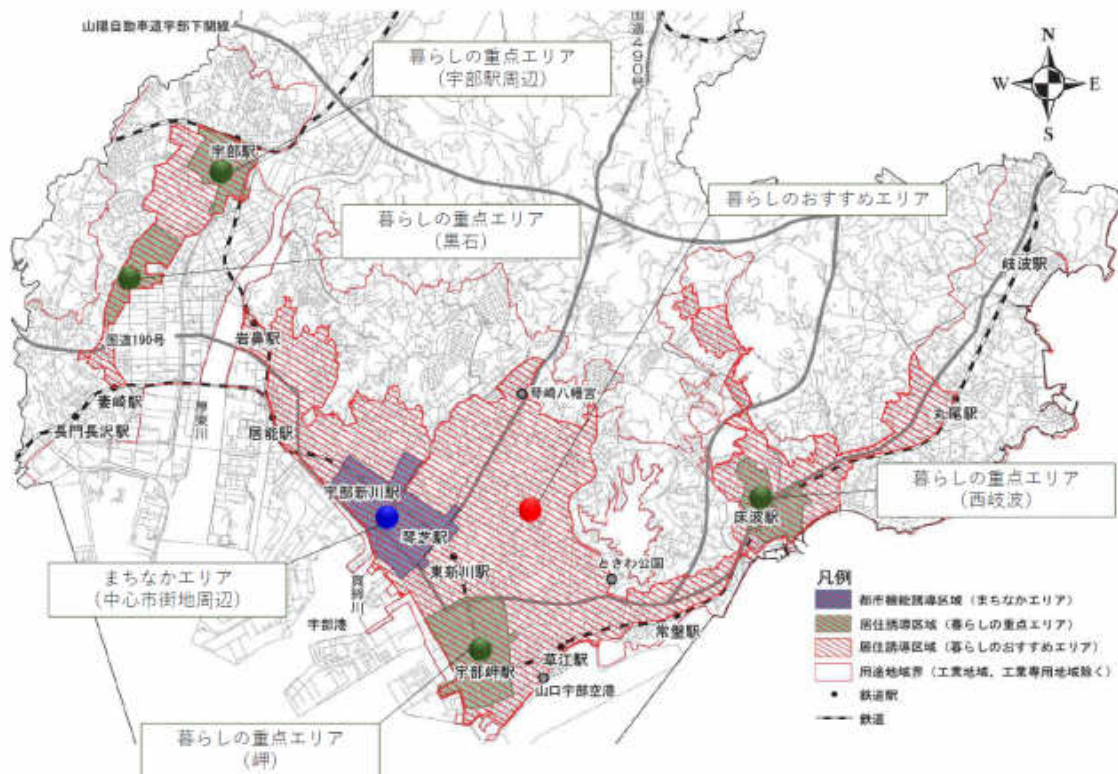
～多極ネットワーク型コンパクトシティ×地域支え合い包括ケアシステム～

【まちづくり方針】

①既存のポテンシャルを活かし、多様な世代がにぎわう魅力的な都市拠点づくり

②公共交通と生活利便性を活かし、歩いて暮らせる居住区域づくり

③地域支え合い包括ケアシステムを強化し、安心した暮らしにつながる地域づくり



2) 宇部市中心市街地活性化基本計画 (R2.3 策定予定)

【活性化の方針】

○多世代がにぎわう 安心・快適・利便性の高いまちづくり

～まちなかスマートシティの実現～

【活性化の目標】

- 目標① 利便性の高い公共交通や都市機能の充実と、市民の日常生活に必要な商業施設等の維持、誘導を図るとともに、子育て世代や高齢者をはじめとした誰もが住みたくなるまちを目指す
- 目標② 5Gなどの先端技術の活用により、Society5.0時代に対応した環境づくりを進め、起業・創業や新規出店を促す取り組みを充実するとともに、商業サービスの質の向上などを図り、商業・業務の活性化を目指す
- 目標③ 中心市街地へ人を呼び込む子育て支援施設などの集客施設の整備に取り組むとともに、イベント等の実施によりにぎわい創出を図り、来街者の回遊性の向上と交流人口の増加を目指す

3) 宇部市にぎわいエコまち計画 (H27.3 策定)

■ 将来像：みんなでつくる にぎわいエコまち宇部

- 取り組み1 都市機能の集約化 (基本方針) 多様な機能が集まった、歩いて暮らせるまちづくり
- 取り組み2 公共交通の利用促進 (基本方針) 公共交通など、便利でエコな移動ができるまちづくり
- 取り組み3 建築物の省エネ化、エネルギーの効率的利用
(基本方針) 地球にやさしく、賢くエネルギーを利用できるまちづくり
- 取り組み4 みどりの保全・創出 (基本方針) 緑・花・彫刻など、うるおいが感じられるまちづくり

4) 宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (H27.10 策定)

【基本目標】

- 1 安定した雇用を創出する
- 2 新しい人の流れをつくる
- 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指す
- 5 「にぎわいエコまち計画」に基づく都市基盤の整備

5) ガーデンシティうべ構想 (H30.11 策定)

【基本理念】

花と緑にあふれ
市民が輝き誇りを持ち
人々の暮らしを豊かにする
持続可能なまちづくりを目指す

【テーマ】

- まちを育てる
- ひとを育てる
- 花を育てる

【取り組み】

- 中心市街地 重点地区として緑と花があふれ彫刻と調和した魅力ある空間づくり
- 市役所周辺 まちの拠点として緑や花と彫刻が調和した空間づくり
- 宇部駅周辺 まちの拠点として緑と花と彫刻のまちの印象を与える空間づくり

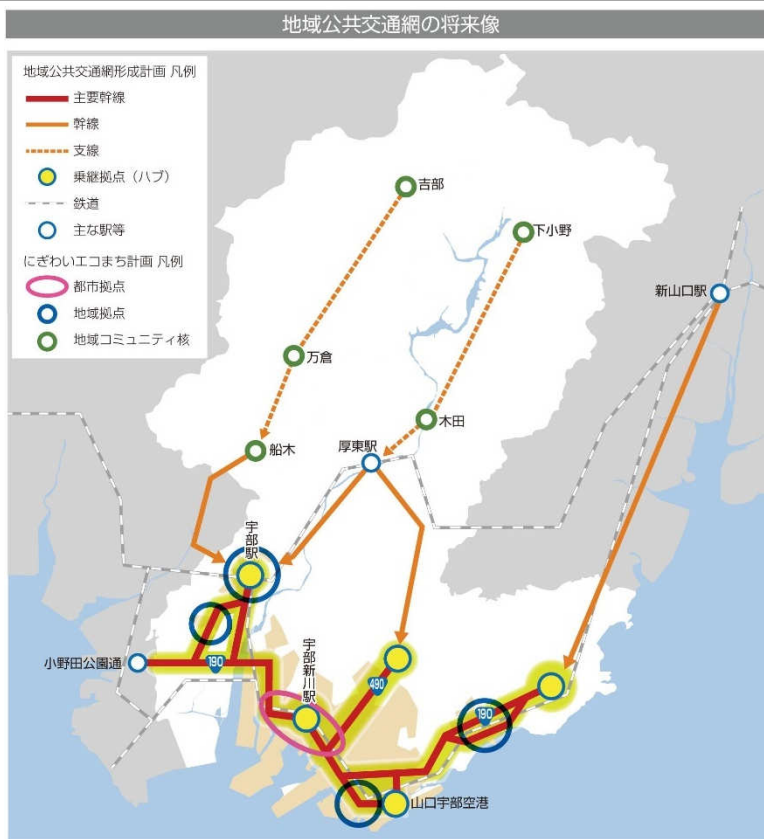
6) 宇部市地域公共交通網形成計画 (H28.3 策定)

【計画の将来像】

元気で安心な暮らしを支え、
「使いやすく、持続可能な地域
公共交通網」を形成します。

【計画の基本的な方針】

- ① 便利で「使える」地域公共交通網の形成
- ② 関係者の連携による地域公共交通の維持



7) 第四次宇部市障害者福祉計画 (H30.3 策定)

【基本理念】

障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり

【基本目標】

- ① 互いを理解し、共生するまちづくり (ユニバーサルデザインのまちづくり)
- ② とともに学び育つ
- ③ とともに自立し安心して暮らす
- ④ とともに働き、楽しむ

【ユニバーサルデザイン推進の取り組み】

- ・心のバリアフリーの推進
- ・情報バリアフリーの推進
- ・環境のバリアフリーの推進

8) 第7期宇部市高齢者福祉計画 (H30.3 策定)

【基本理念】

健康づくりに取り組み 高齢者が地域で活躍できる 地域共生のまちづくり

【基本目標】

基本理念を核に、高齢者施策の基本目標を4つの柱にします。
「健やか」「生きがい」「尊厳」「安心」

4) 計画期間

マスタープランの期間は、下記のおおむね 5 年間とします。

なお、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更します。

■計画期間：5 年間（令和 2 年度～6 年度）

第 2 章 移動等円滑化促進地区の概況

1) 宇部市の概況

本市は、本州西端の山口県の南西部に位置し、気候は温暖で雨も比較的少なく、海や山などの豊かな自然環境に恵まれた住みよいまちです。

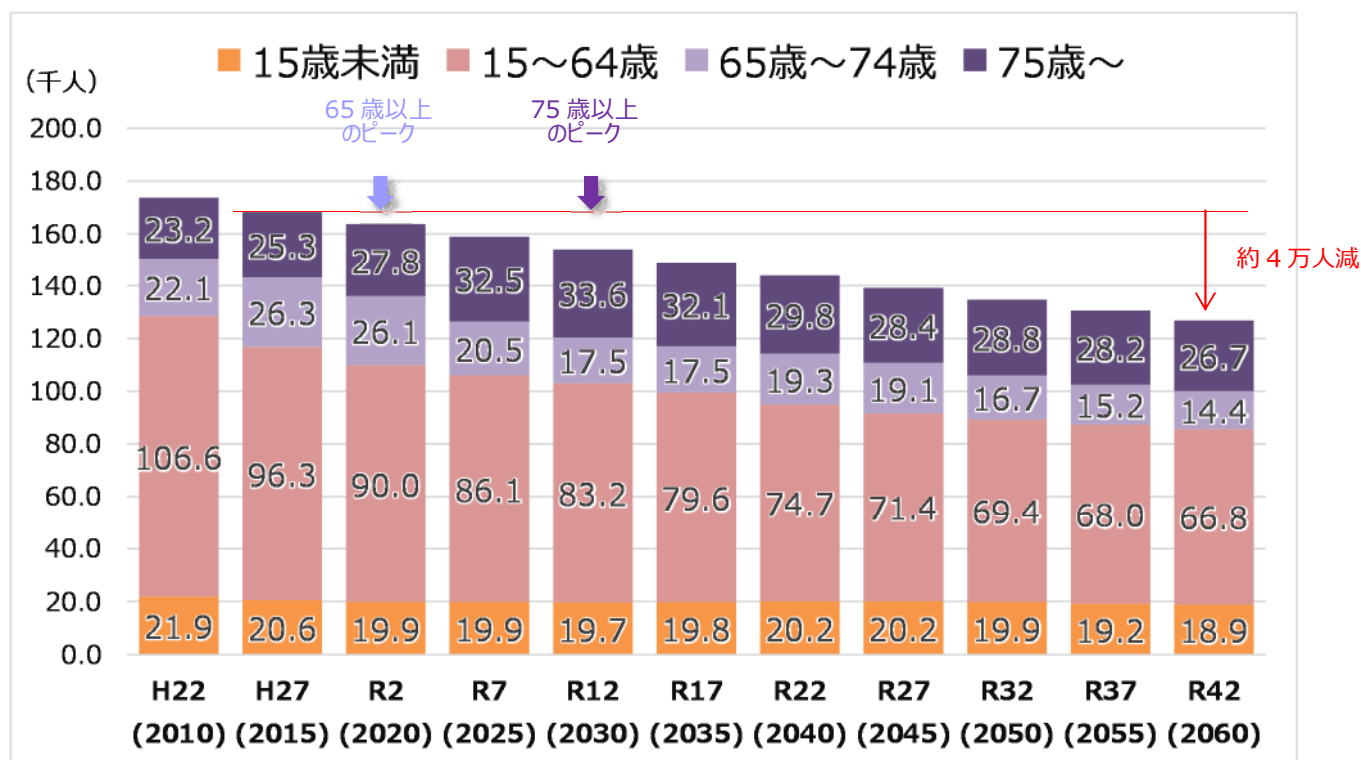
交通環境においては、鉄道が山陽本線及び宇部線が東西に走り、高速道路は山陽自動車道が市の中央部を横断、海浜部には重要港湾である宇部港があり、山口宇部空港も市街地に近い位置にあるなど、陸海空それぞれの交通環境が整っています。

また、環境保全や都市緑化、彫刻のまちづくりなど魅力ある都市空間の創出にも取り組んでいます。

① 人口の状況

- ・将来人口は全国的な動向と同じく、少子高齢化が進み、R42年では現在の3分の2程度の人口規模となる見込みです。
- ・高齢者数のピークはR2年となっており、その後、減少傾向にありますが高齢者割合は常に3割を超えています。

▼ 将来展望人口における年齢階層別人口の推移

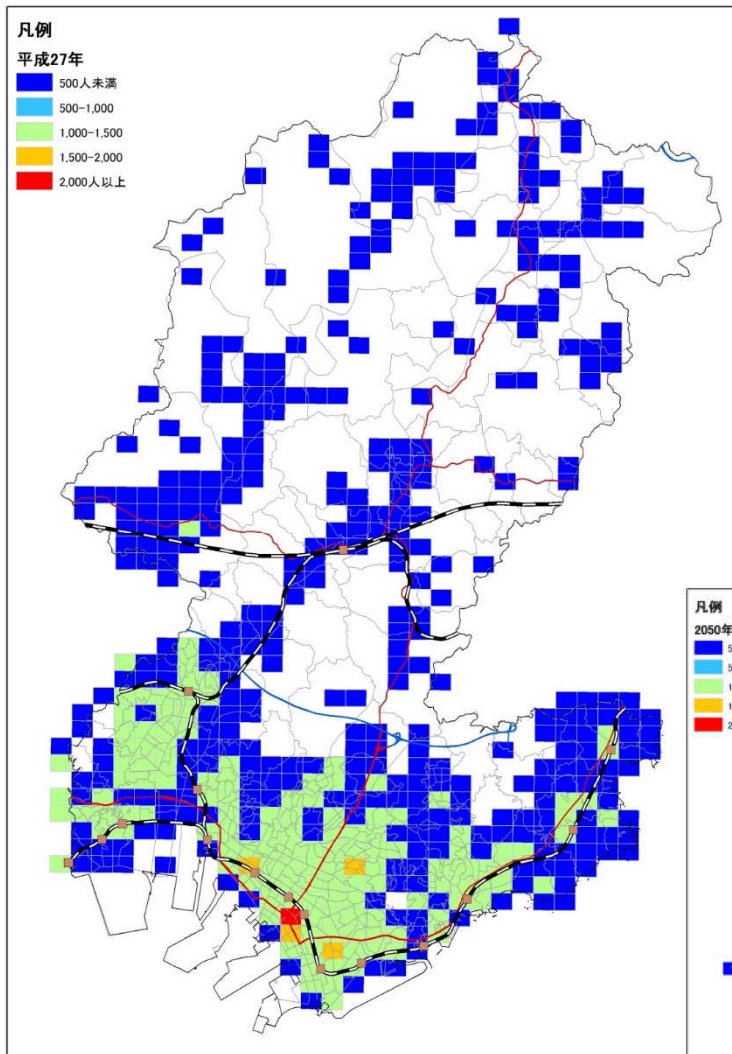


資料)「宇部市人口ビジョン」(H27.10)

②人口分布

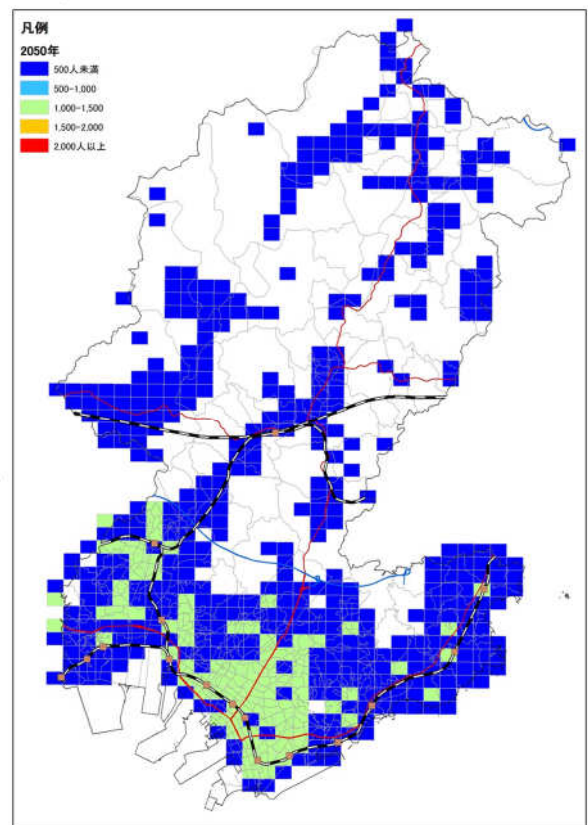
- ・人口は市南部地域、とくに鉄道沿線の地域に集中していますが、将来的には低密度分散型の人口分布になると予想されています。

▼ 宇部市の人口分布（H27）



資料) H27 国勢調査より

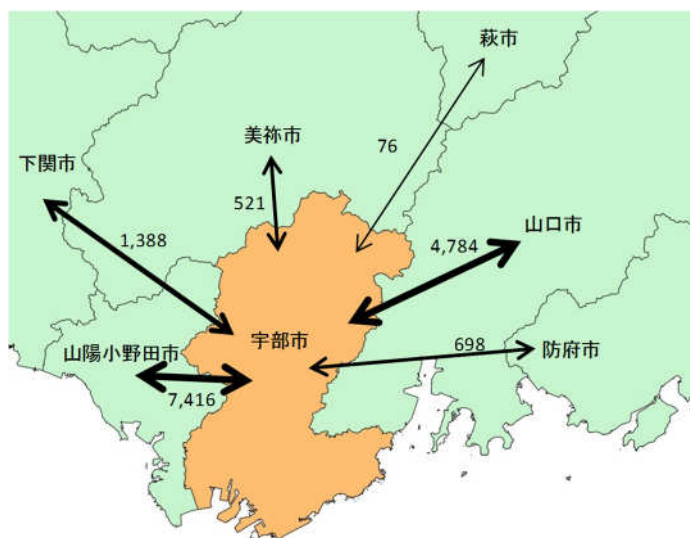
▼ 宇部市の人口分布（R32）



資料) 国立社会保障・人口問題研究所推計値より

③通勤・通学

- ・通勤・通学人口約 8.6 万人のうち、約 1.7 万人が宇部市外に在住しており、特に山陽小野田市や山口市との結びつきが強くなっています。



資料) H27 国勢調査より

(単位: 人)

▲ 宇部市で従業・通学する方の通勤・通学流動 (H27)

④障害者手帳所持者の状況

- ・H31 年 4 月 1 日現在の障害者手帳所持者数は 9,963 人であり、最近 5 年間では横ばい状態です。
- ・身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、内部障害については微増しています。
- ・療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、特に、軽度および中度の人の伸び率が高くなっています。
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、障害の等級別では 2 級が最も多く、全体の約 5 割を占めています。

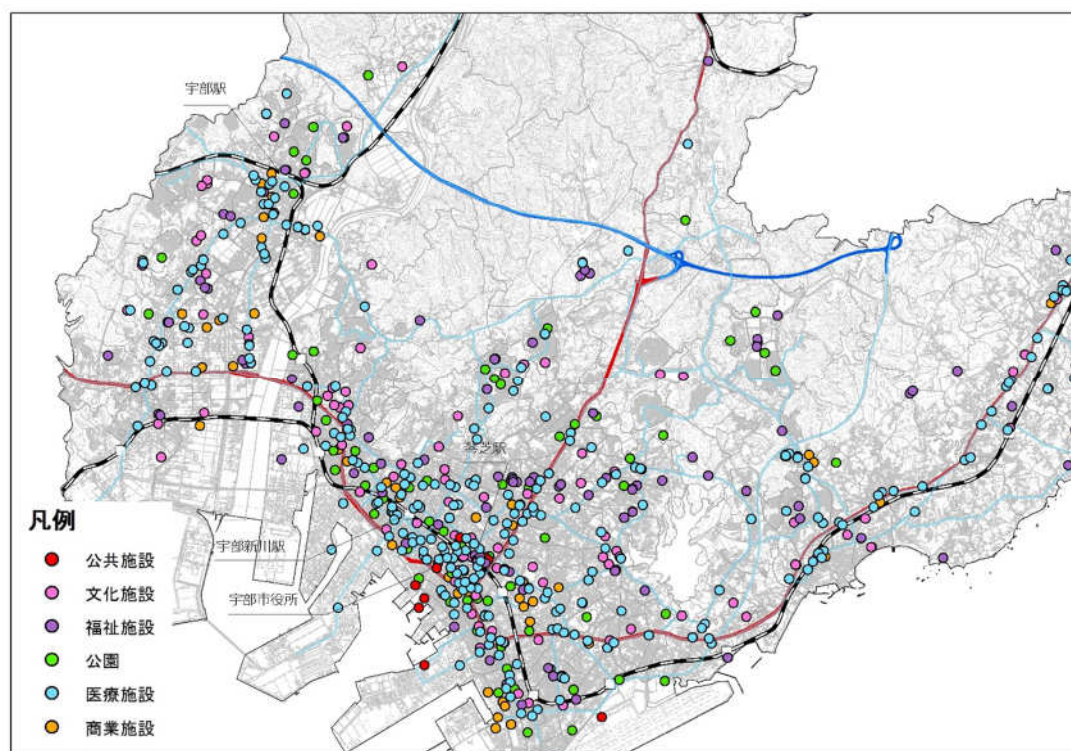


資料) 宇部市資料より

▲ 宇部市障害者手帳所持者数

⑤主要施設

- ・主要施設は、市南部の用途地域内に広く分布しています。

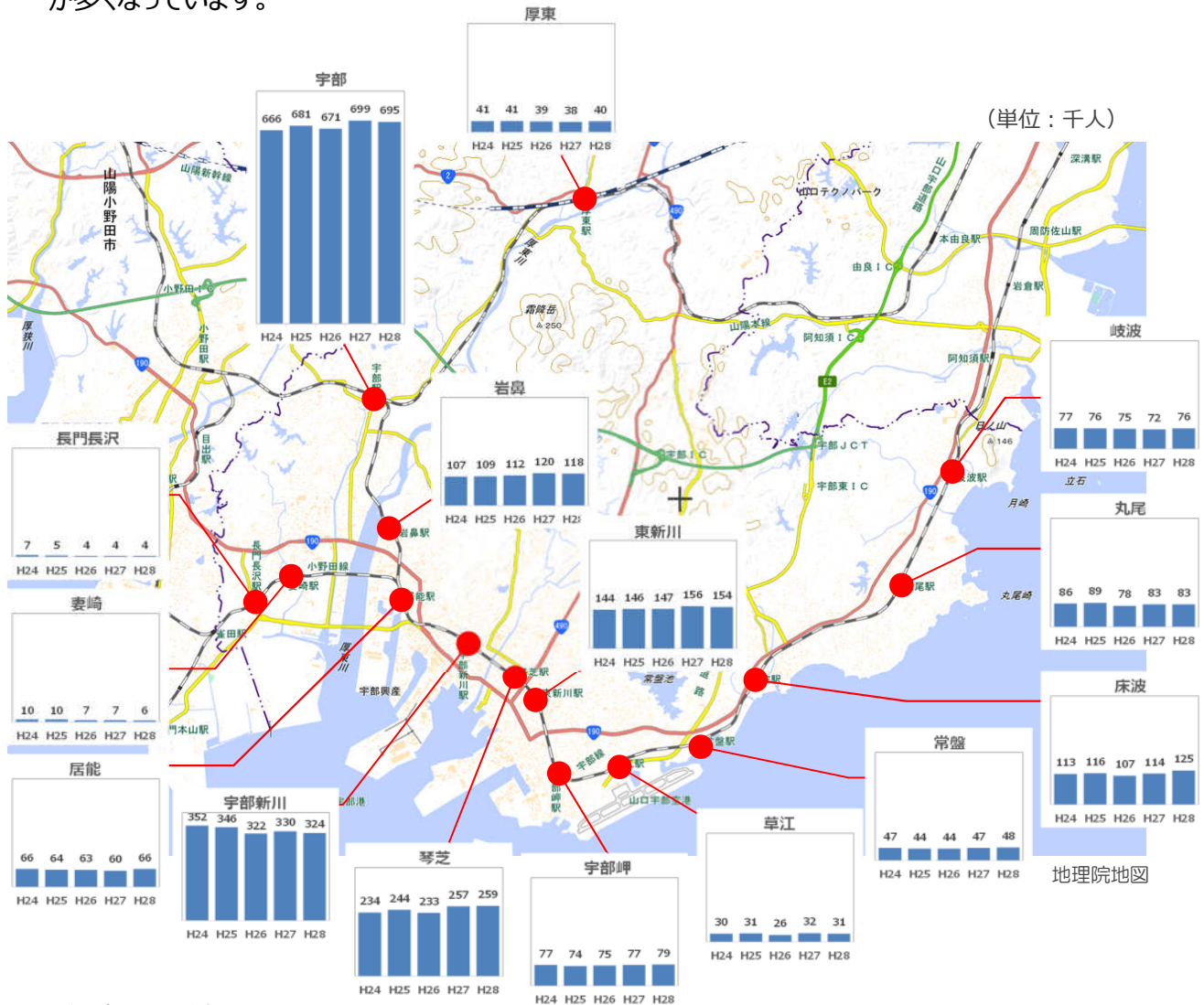


資料) 国土交通省国土数値情報より

▲ 宇部市における主要施設分布

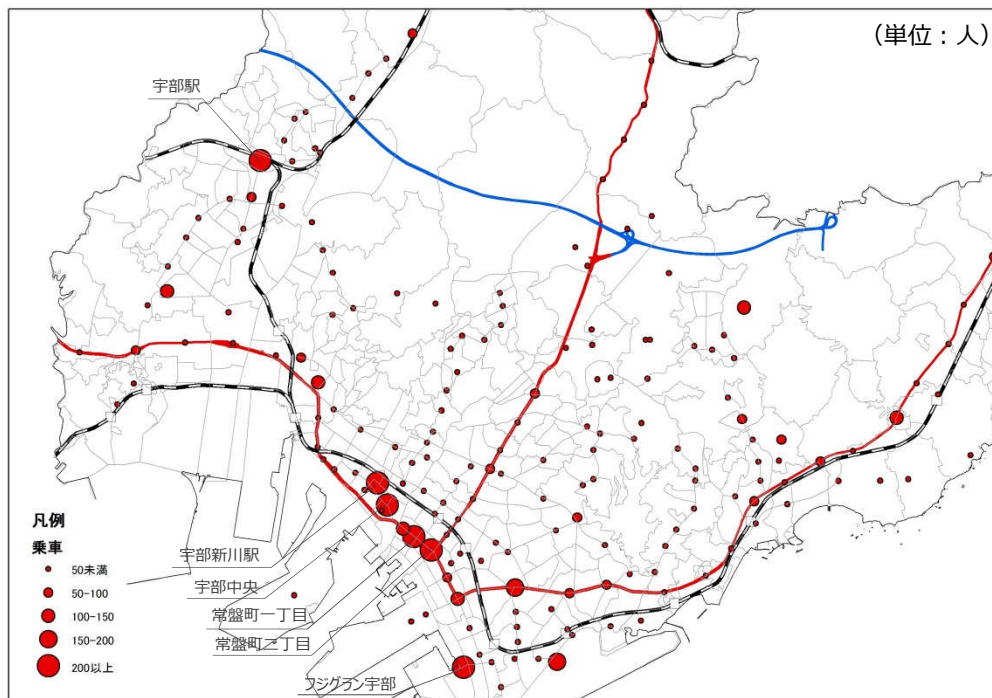
⑥鉄道の利用状況

- ・本市には、JR宇部線・JR小野田線・JR山陽本線の鉄道網が整備されています。
- ・JR宇部線は、通勤・通学等のピーク時に2～3本/時、その他の時間では1本/時で運行されています。JR小野田線は、上り下り各10本/日で運行されており、JR山陽本線はピーク時に3～4本/時、その他の時間では1～2本/時で運行されています。
- ・市内のJR駅の中では、宇部駅の利用者数が最も多く、続いて、宇部新川駅、琴芝駅の利用客数が多くなっています。



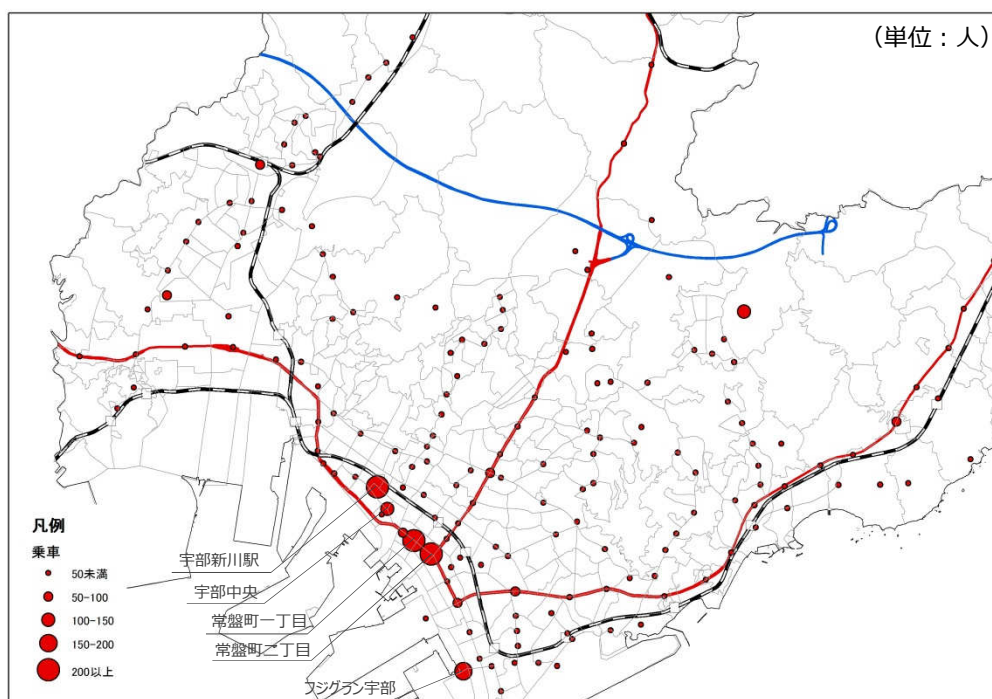
⑦路線バスの利用状況

- ・市内には、宇部市交通局と船木鉄道株式会社、サンデン交通株式会社の路線バスが走っています。
- ・バス路線沿線の地区では、広く路線バスが利用されていますが、利用者数は減少傾向にあります。
- ・全利用者のうち高齢者の割合は約 4 割と高く、障害者の割合は約 1 割程度となっています。
- ・利用者の多いバス停としては、「宇部新川駅周辺」、「常盤町周辺」、「フジグラン宇部」、「宇部駅周辺」があげられます。



資料) 平成 30 年度 路線バス乗降客実態調査より (宇部市交通局)

▲ 路線バス乗車人数 (全利用者)



資料) 平成 30 年度 路線バス乗降客実態調査より (宇部市交通局)

▲ 路線バス乗車人数 (高齢者・障害者)

2) 移動等円滑化促進地区の設定

バリアフリー化マスタープランは、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物や道路等の連続性を確保した面的・一体的なバリアフリー化を図り、誰もが安心して、快適に暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

そのため、本プランの促進地区の設定にあたっては、これまでに策定された宇部市都市計画マスタープランや宇部市立地適正化計画、宇部市地域公共交通網形成計画などの、まちづくりに関する計画との整合性を図る必要があります。

平成28年3月に改定された「宇部市都市計画マスタープラン」では、行政機関、医療施設、旅客施設等が立地し、本市における中心的役割を担う「まちの顔」として市役所周辺を含む中心市街地を都市拠点としています。また、都市拠点と互いに補完しながら、市民に対して多様なサービス（商業、医療、福祉）を提供する地域として、宇部駅周辺、黒石、岬、西岐波を地域拠点としています。

平成28年3月に策定された「宇部市地域公共交通網形成計画」では地域公共交通の利便性を向上させるため、宇部新川駅、宇部駅、山口宇部空港、宇部興産中央病院を乗継拠点（ハブ）としています。

平成31年3月に策定された「宇部市立地適正化計画」では、都市拠点である中心市街地を都市機能誘導区域、地域拠点である宇部駅周辺、黒石、岬、西岐波を重点的に居住を誘導し、都市機能の維持を図る居住誘導区域としています。

また、国の移動等円滑化促進方針では、促進地区の要件として以下の4つが示されています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①生活関連施設があり、かつそれらの間の移動が通常徒歩で行われる地区②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区③バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区④移動等円滑化促進地区の境界が、町界、字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定められる地区 |
|---|

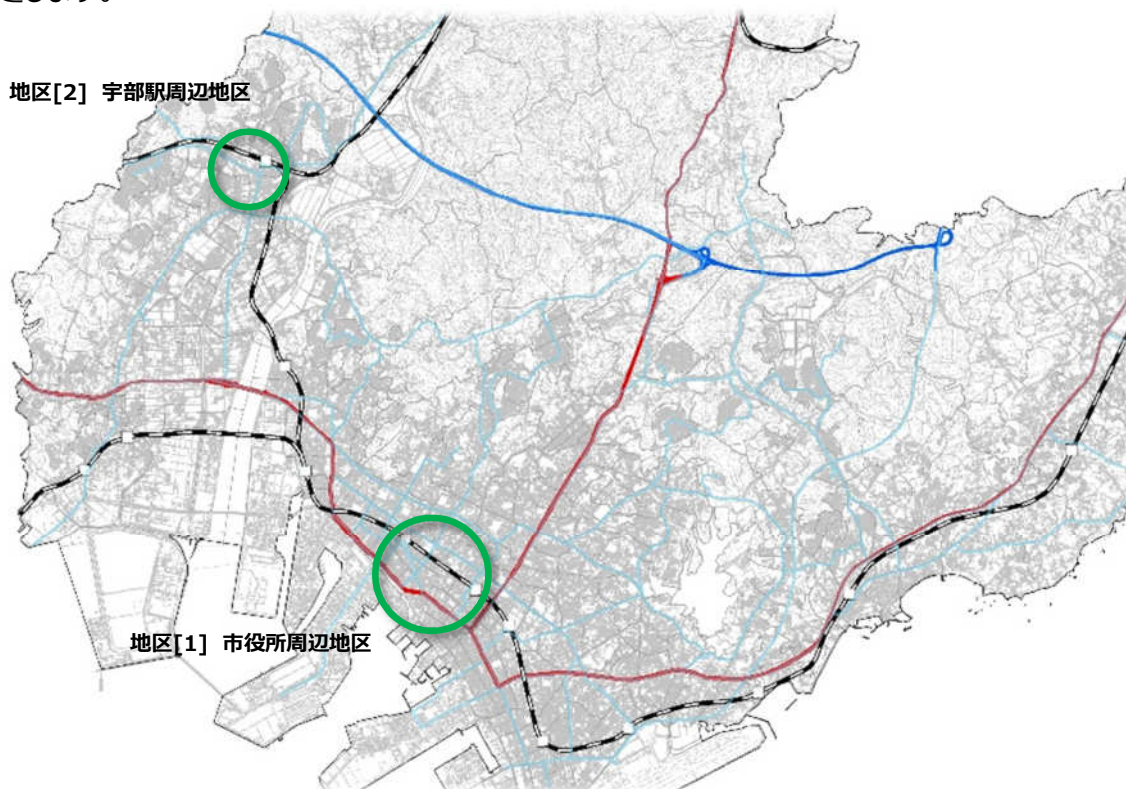
以上のことを踏まえて、「移動等円滑化促進地区」を次のとおり設定しました。

地区[1] 市役所周辺地区（市の中心部）

- ・市役所周辺地区は、本市の都市中枢機能が集積し、人口集積も高い拠点地区です。現在及び将来においても市民生活の中心的な機能を担い、宇部市都市計画マスタープラン及び宇部市立地適正化計画においても「都市機能を有する拠点」、「中心市街地活性化の対象エリア」として位置付けられており、バリアフリー化の取り組みを促進する必要があります。
- ・地区内の宇部新川駅は、宇部市地域公共交通網形成計画において「主要幹線上の乗り継ぎ拠点」として位置づけられており、市内外からの来訪者の移動を支える重要な交通拠点となっています。
- ・市役所周辺地区を、多くの人々が訪れ周遊するにぎわいの拠点地区として、「移動等円滑化促進地区」に設定します。

地区[2] 宇部駅周辺地区（旅客施設を中心とした生活拠点）

- ・宇部駅周辺地区は、鉄道と路線バスとの交通結節点であり、JR 利用者数・路線バスの乗降客数が多い宇部駅は、宇部市地域公共交通網形成計画において「主要幹線と幹線とを接続する乗り継ぎ拠点」として位置付けられています。
- ・宇部駅は本市の西の玄関口として、市民や市外からの来街者も多く、JR 西日本では、一日 3,000 人以上の乗降客のある駅として、現在、エレベーターの新設など、バリアフリー化の工事が行われています。今後、宇部駅を含めた周辺地区のバリアフリー化の取り組みを促進する必要があります。
- ・人口集積も高く、周辺には行政・医療・福祉・商業施設等が立地していることから、宇部市都市計画マスタープラン及び宇部市立地適正化計画においても「地域拠点」として位置付けられています。
- ・地域の人々、地域を訪れる人々にとって安心して移動できる地区として、「移動等円滑化促進地区」に設定します。



▲移動等円滑化促進地区の設定

第 3 章 移動等円滑化の基本的な考え方

1) 基本的な考え方

第四次宇部市総合計画では、求める都市像を「みんなで築く 活力と交流による元気都市」と定め、安心・安全で、快適に暮らせるまちづくりを目指し、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。

このような中、平成29年12月には本市が共生社会の実現に向けて進めてきた、ハード・ソフト両面からの取り組みが評価され、全国で初めて「共生社会ホストタウン」として登録され、令和元年8月には先導的、先進的な取り組みを行う「先導的共生社会ホストタウン」としても認定されました。

また、平成30年6月に「SDGs 未来都市」に選定され、魅力、活力、「人財」にあふれた「共存 同栄・協同一致」のまちをめざし、SDGsの推進に積極的に取り組むこととしています。その取り組みの一つとして、ユニバーサルデザインのまちづくり、文化やアート、スポーツを通じた心のバリアフリーの推進を掲げています。

バリアフリーのまちづくりの推進には、建物や公共交通施設等のバリアフリー整備はもとより、高齢者や障害者等の困難を自らの問題として考え、やさしさと思いやりを持って接する「心のバリアフリー」が重要です。

本市では、高齢者・障害者をはじめとした誰もが安全で快適に移動することができ、お互いを理解し支え合いながら地域で活動できる、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

2) 基本理念

基本的な考え方に基づき、本市におけるバリアフリー化推進にあたっての基本理念、基本目標を以下のように定めます。

基本理念

誰もが安全・快適に暮らせる共生とにぎわいのあるまちづくり

基本目標

- ①誰もが安全・快適に移動できる暮らしやすいまちの実現
- ②誰もがバリアフリー化に取り組む共生のまちの実現

3) 基本方針

基本理念に基づき、本市のバリアフリー化に対する課題を解消するため、以下の5つの基本方針を定め、バリアフリーの取り組みを展開します。

➤ 基本方針 1. 建物や公共交通施設等のバリアフリー化の推進

- ・高齢者や障害者だけでなく、常に多くの人々が利用する旅客施設や生活関連施設におけるバリアフリー化を推進するとともに、旅客施設から生活関連施設への動線や主要な生活関連施設相互のネットワークを確保し、面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

➤ 基本方針 2. 段階的、持続的なバリアフリー化の推進

- ・地域の状況を踏まえ、ハード・ソフト施策を柔軟に取り入れながら段階的にバリアフリー化を進めるとともに、中長期的な視点に立ち、「スパイラルアップ」による持続的なバリアフリー化を推進します。

➤ 基本方針 3. 市民一人ひとりがお互いを理解し支え合う、心のバリアフリーの推進

- ・市民一人ひとりが、お互いの個性を認め合い、安心していきいきと暮らせる共生社会を実現するために、心のバリアフリーを推進します。

➤ 基本方針 4. 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の取り組み

- ・市民・事業者・行政それぞれができるバリアフリー化の取り組みを、それぞれが主体的となって進めていきます。

➤ 基本方針 5. 情報のバリアフリー化の推進

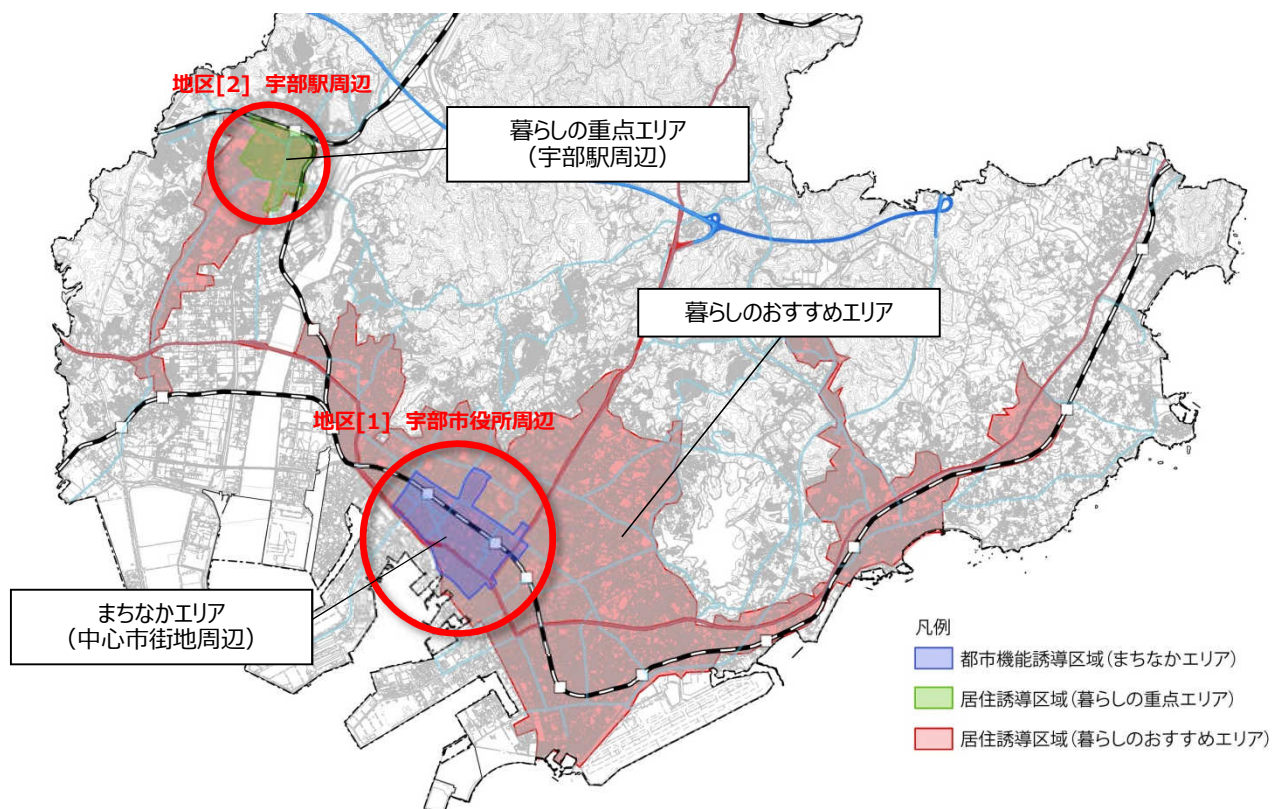
- ・高齢者や障害者、外国人が必要な情報を受け取ることができ、容易に発信できる環境を整備します。

第 4 章 移動等円滑化促進地区の区域 及び生活関連施設、生活関連経路

1) 移動等円滑化促進地区の区域

移動等円滑化促進地区の区域は、前述のとおり、宇部市都市計画マスタープランにおける 2 つの地区（都市拠点としての「市役所周辺地区」及び地域拠点としての「宇部駅周辺地区」）とします。

また、地区の範囲は、宇部市立地適正化計画における「都市機能誘導区域（まちなかエリア）」および「居住誘導区域（暮らしの重点エリア）」に準ずるものとします。



▲参考：宇部市立地適正化計画における都市機能誘導区域及び居住誘導区域

▼移動等円滑化促進地区の位置及び区域

位置	宇部市都市計画 マスタープラン における位置づけ	宇部市立地適正化計画 における位置づけ	面積
地区 1 市役所周辺	都市拠点	都市機能誘導区域 (まちなかエリア) 居住誘導区域 (暮らしのおすすめエリア)	約 152ha
地区 2 宇部駅周辺	地域拠点	居住誘導区域 (暮らしの重点エリア) (暮らしのおすすめエリア)	約 72ha

2) 生活関連施設、生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定

【生活関連施設とは】

高齢者や障害者を含む多くの人が、日常生活や社会生活で利用する公共施設や福祉施設などを生活関連施設として設定します。移動等円滑化促進地区における生活関連施設設定の考え方は、以下の通りです。

【設定の方針】

- ① 旅客施設、官公庁、金融機関、文化施設、商業施設、公園や路外駐車場など公共的な施設
- ② 高齢者、障害者を含め多くの人が利用する施設

(2) 生活関連経路の設定

【生活関連経路とは】

生活関連経路は、旅客施設からの動線だけでなく、前段で示した生活関連施設を相互に結ぶ骨格となる経路です。

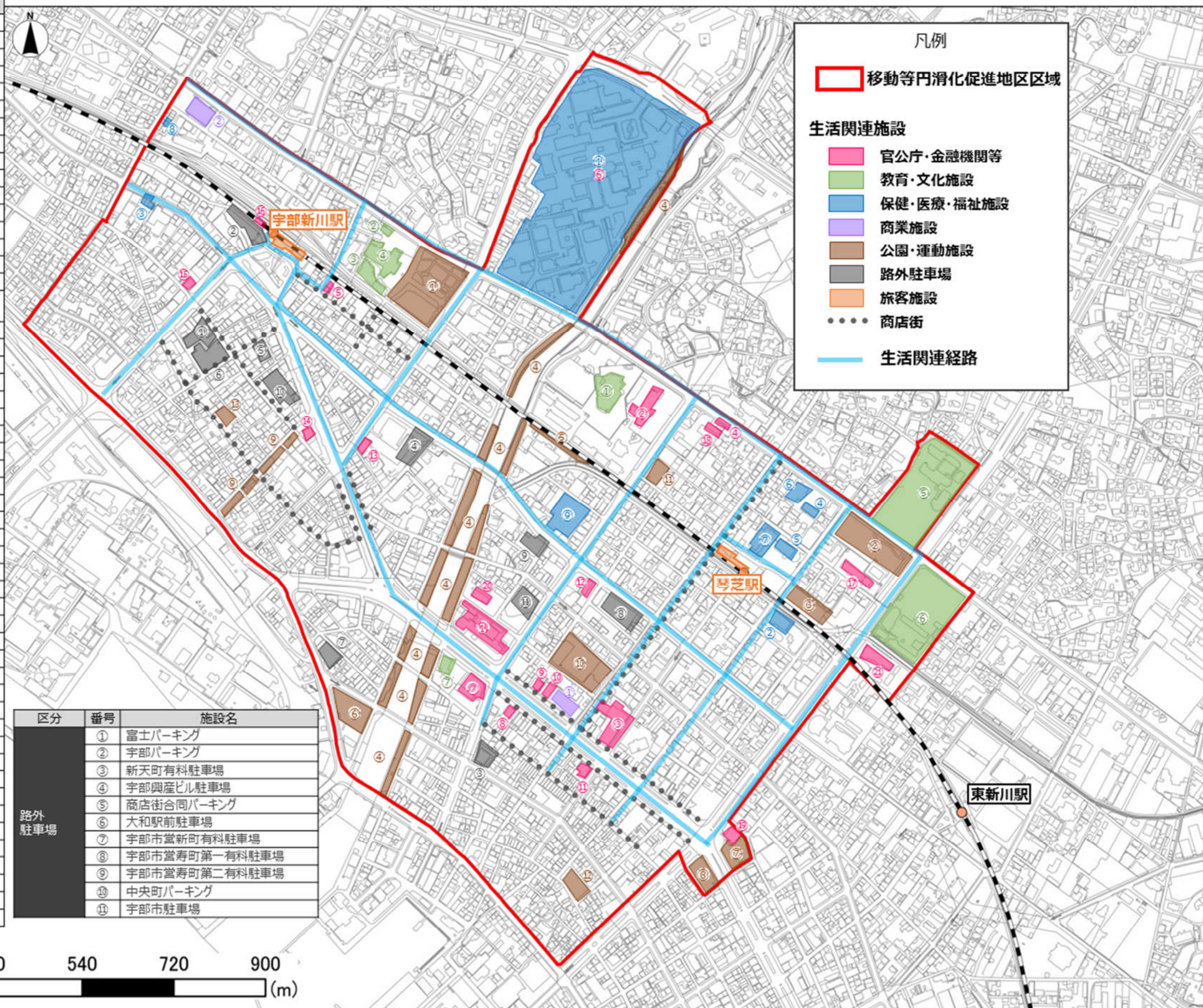
【設定の方針】

- ① 沿道に官公庁や金融機関、文化施設、商業施設、公園などが立地する経路
- ② 生活関連施設相互を結ぶ経路で比較的自動車等や歩行者の交通量の多い経路

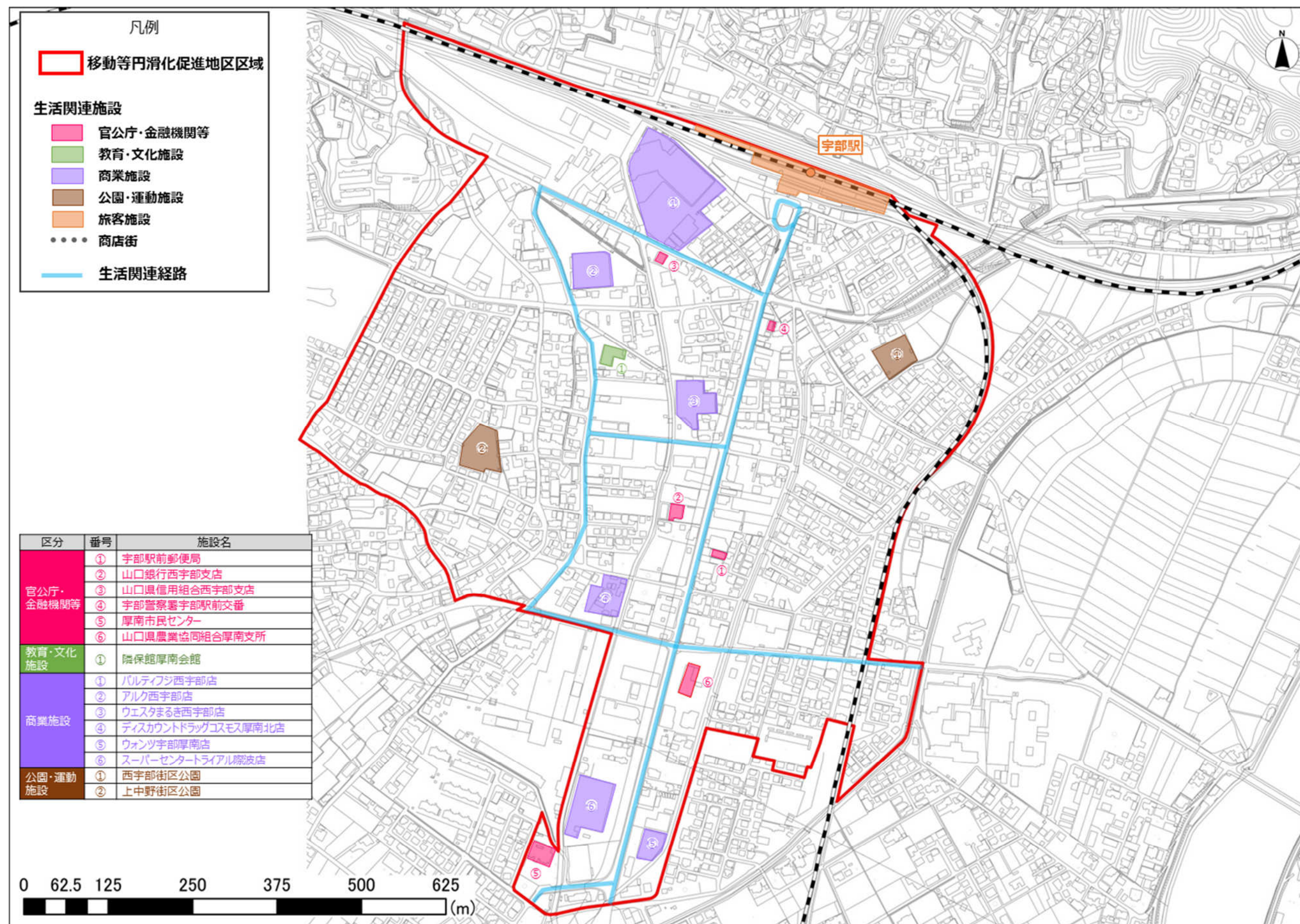
※マスタープランの区域内において、生活関連経路である道路等の改良で、旅客施設と接する部分を施工する場合は、着手する 30 日前までに市町村に届出する必要があります。（P39 参照）

① 市役所周辺地区

区分	番号	施設名
官公庁・金融機関等	①	宇部市役所
	②	山口県宇部総合庁舎
	③	宇部郵便局
	④	宇部琴芝郵便局
	⑤	宇部新川駅前郵便局
	⑥	宇部山大病院内郵便局
	⑦	山口銀行宇部支店
	⑧	西日本シティ銀行宇部支店
	⑨	三菱UFJ銀行宇部支店
	⑩	広島銀行宇部支店
	⑪	福岡銀行宇部支店
	⑫	西中国信用金庫宇部支店
	⑬	信用組合広島商銀宇部支店
	⑭	西京銀行宇部支店
	⑮	山口銀行西新川支店
	⑯	宇部警察署新川交番
	⑰	山口地方・家庭裁判所宇部支所、宇部簡易裁判所
	⑱	宇部市男女共同参画センター・フォーユー
	⑲	宇部市勤労青少年会館
	⑳	宇部税務署
	㉑	宇部市上下水道局
	㉒	宇部市立図書館
教育・文化施設	①	宇部市新川ふれあいセンター
	②	宇部市文化会館
	③	宇部市渡辺翁記念会館
	④	宇部市立琴芝小学校
	⑤	宇部市立神原小学校
	⑥	ヒストリア宇部
	⑦	山口大学医学部附属病院
保健・医療・福祉施設	②	宇部仁心会病院
	③	宇部記念病院
	④	宇部市休日・夜間救急診療所
	⑤	宇部市総合福祉会館
	⑥	宇部市保健センター
	⑦	宇部市多世代ふれあいセンター
	⑧	宇部市中部第2高齢者総合相談センター
	⑨	尾中病院
商業施設	①	TOKISMA
	②	ウエスタまるき小松原通り店
公園・運動施設	①	渡辺翁記念公園
	②	神原公園
	③	南神原公園
	④	真綿川公園
	⑤	春日公園
	⑥	松浜街区公園
	⑦	宮大路公園
	⑧	宮大路南街区公園
	⑨	中央街区公園
	⑩	琴芝街区公園
	⑪	松月堀街区公園
	⑫	東本町街区公園
	⑬	多世代交流スペースしばふ広場



②宇部駅周辺地区



3) 移動等円滑化の促進に関する取り組み

移動等円滑化の促進に向け、バリアフリー化の現状と課題、まち歩き点検及びワークショップ※における意見等を参考に、市民・事業者・行政が協働しながら、それぞれができる取り組みを実践することで、本市におけるバリアフリー化を促進します。

また、取り組み内容については、バリアフリー化の進捗状況をチェックし、必要に応じ、その内容の追加・見直しを行います。

※参考資料「5. まち歩き点検及びワークショップの実施」参照。

<全市的な取り組み>

①公共交通関係

	取り組み	主な実施主体
1	多目的トイレやエレベーターの設置・その案内表示など、既存の施設を含むハード対策に加え、職員の接遇・研修を含めたソフト対策を推進	公共交通事業者
2	駅や停留所などの乗降所では、必要と認められる箇所に視覚障害者用誘導ブロック等の設置	
3	既存の点字表示やスロープ・視覚障害者用誘導ブロック等は、利用者目線による利便性向上を図る	
4	車内アナウンスや車内案内表示の多言語化	

②建築物関係

	取り組み	主な実施主体
1	施設の出入口の段差の解消	施設管理者
2	室内の段差の解消 高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置	
3	高齢者、障害者等が見やすい位置に施設の案内標識を表示	
4	施設の案内標識に、点字、音声、多言語表示など視覚障害者、外国人を案内する設備の設置	

③道路関係

	取り組み	主な実施主体
1	歩道の段差、勾配、路面の凸凹等を改善し、歩道の平坦性を確保	道路管理者
2	車道外側線の設置や改修など車道と歩道との分離を推進	
3	視覚障害者用誘導ブロック等の設置や改修の実施	
4	マンホールやグレーチングなどの工作物についてはバリアフリーに配慮した施工を実施	

④路外駐車場関係

	取り組み	主な実施主体
1	車いす使用者用駐車施設の設置	施設管理者
2	車いす使用者が通過する際に支障とならない幅員や段差の解消	

⑤公園関係

	取り組み	主な実施主体
1	車道に接する出入口は視覚障害者用誘導ブロック等を設置するなど道路との境界を容易に識別できるように整備	施設管理者 (道路管理者)
2	車いす使用者が通過する際に支障とならないよう園路の幅員の拡張や段差の解消等	施設管理者
3	高齢者、障害者、外国人等が利用しやすいトイレの設置とその案内の多言語表示	

⑥その他

	取り組み	主な実施主体
1	交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者、外国人等が見やすい位置に必要な施設の案内標識を表示	施設管理者 (道路管理者)
2	移動等円滑化のために必要な施設の案内標識には、点字や音声などにより視覚障害者を案内する設備とともに、多言語の標識を設置	
3	違法駐輪、違法駐車、歩道上の看板・植栽等について、移動阻害をなくすための方策の推進	

<移動等円滑化促進地区における取り組み>

① 市役所周辺

	取り組み	主な実施主体
1	市の玄関口である宇部新川駅において交通結節点としての機能充実を図り、市内外からの公共交通によるアクセスの利便性を向上	公共交通事業者
2	宇部新川駅の駅舎や駅前広場など一体的なバリアフリー化について検討	公共交通事業者 (道路管理者)
3	ユニバーサルデザインに対応した新しい市役所庁舎の建設	宇部市
4	宇部市バリアフリー化改修助成制度の助成率を引き上げ、民間施設のバリアフリー化を促進	
5	都市公園のトイレを多目的トイレに改修する、また点字や多言語等での案内表示の設置	施設管理者
6	公園や道路など歩行者空間の質的向上を図り、歩いて暮らせる居住空間を整備	施設管理者 (道路管理者)
7	老朽化した視覚障害者用誘導ブロック等の改修や歩道の補修等により路面上の段差や勾配を優先的に改善	道路管理者

②宇部駅周辺

	取り組み	主な実施主体
1	西の交通拠点として、宇部駅の交通結節機能を充実	公共交通事業者
2	JR 宇部駅のバリアフリー化を図るため、エレベーター付き跨線橋等の整備	
3	駐輪場の増設とともに、利用者のニーズに応じた駅前広場の一体的な整備	公共交通事業者 宇部市
4	西の玄関口である宇部駅周辺において緑と花と彫刻のまちの印象を与える空間づくりの創出	宇部市
5	宇部市バリアフリー化改修助成制度の助成率を引き上げ、民間施設のバリアフリー化を促進	
6	段差や傾斜の解消など歩道の維持管理の実施 歩道の補修等により路面上の段差や勾配を優先的に改善	道路管理者

第 5 章 届出制度

1) 届出制度の概要

公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設と道路の境目等において改修等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに市町村に届出が必要となります。

市町村は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請できることとされています。

この制度により、市町村は改修内容を変更する等の要請を行うことができ、施設間の連携を図ることができます。

《参考：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第二十四条の六》

(行為の届出等)

第二十四条の六 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りではない。

2 前提の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

3 市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。

4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。

5 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

2) 届出制度の対象の指定

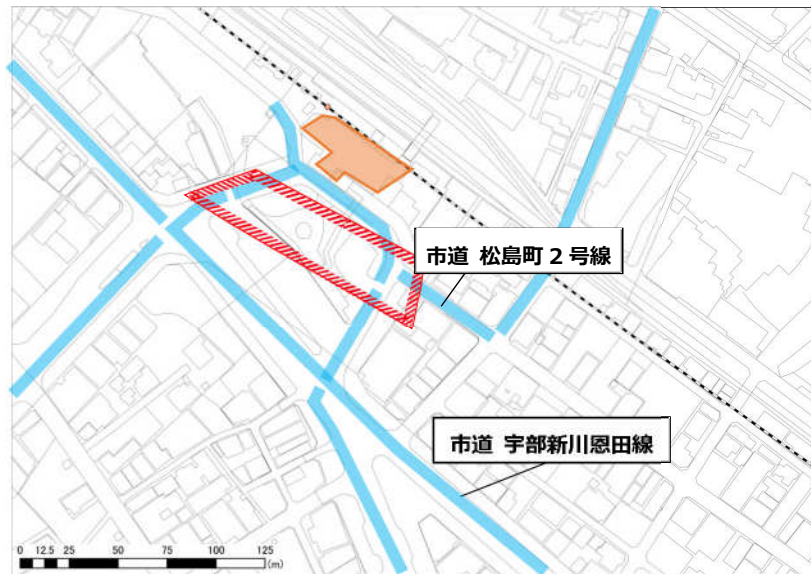
本市において届出制度の対象とする旅客施設及び道路は以下のとおりとします。

▼届出制度の対象

位置	旅客施設	道路	届出の範囲
地区 1 市役所周辺	宇部新川駅	市道 宇部新川恩田線 市道 松島町 2 号線	駅前広場（ロータリー）との 連続性確保
	琴芝駅	市道 琴芝町線 市道 琴芝通り南京納川津線	鉄道駅施設との連続性確保
地区 2 宇部駅周辺	宇部駅	市道 宇部駅洗川線	駅前広場（ロータリー）との 連続性確保

※旅客施設は生活関連旅客施設に限られる。また、道路は生活関連経路である道路法による道路に限られる。

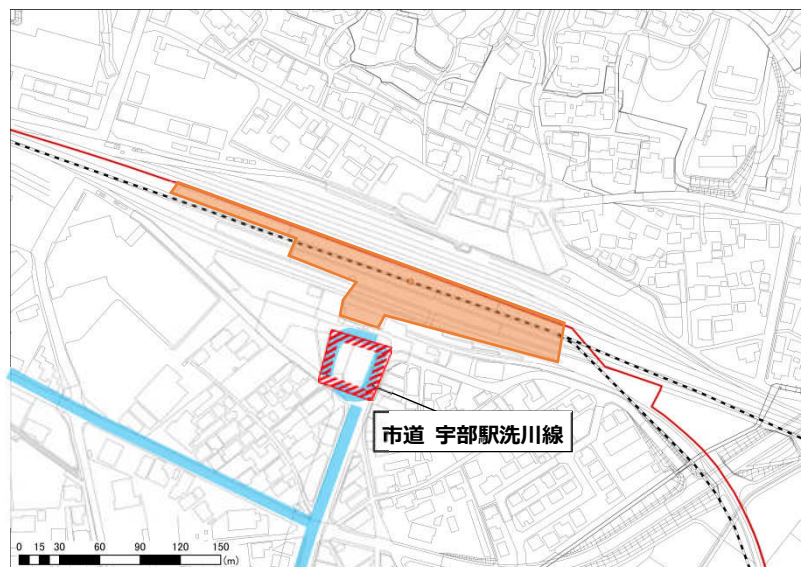
▼地区 1 市役所周辺（宇部新川駅）



▼地区 1 市役所周辺（琴芝駅）



▼地区 2 宇部駅周辺（宇部駅）



凡例	
	旅客施設
	道路
	届出の範囲

《参考：具体的な届出を要する対象の範囲》

●旅客施設：生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」という）のうち、下記の範囲

【政令第 25 条第 1 号】

- ・他の生活関連旅客施設との間の出入口
- ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口
- ・バリアフリールートとの出入口

●道路：生活関連経路である道路のうち、下記の範囲

【政令第 25 条第 2 号】

- ・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

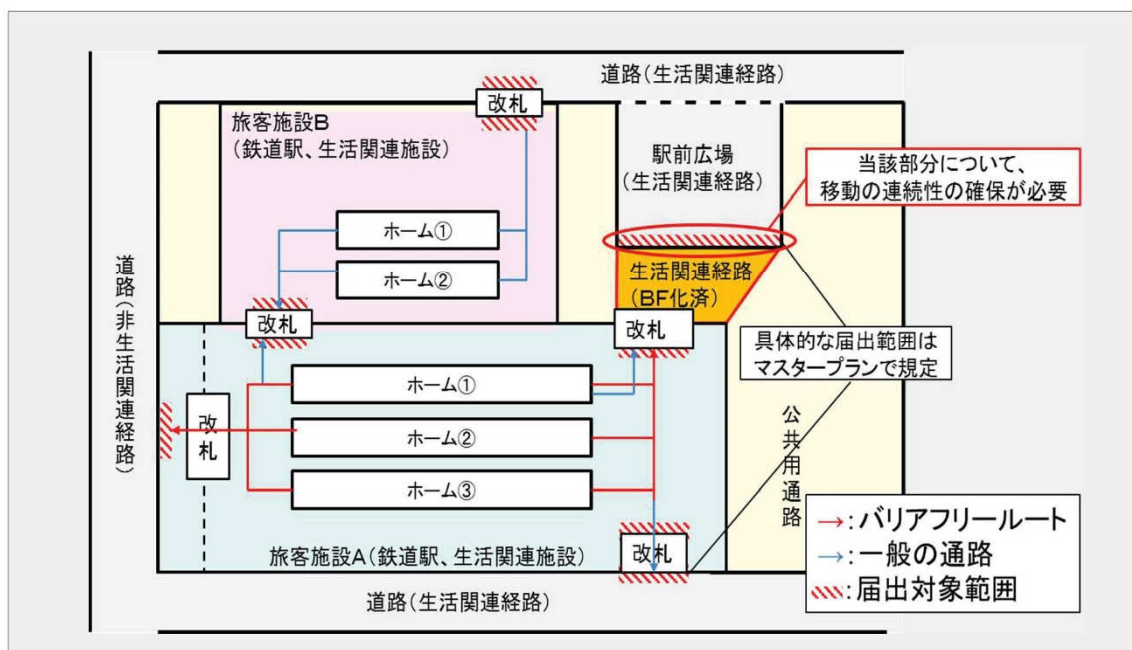


図 届出対象のイメージ

出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（H31.3 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課）

第 6 章 移動等円滑化に関する情報の収集



1) 施設設置管理者からの情報提供

各施設におけるバリアフリー設備の有無及び設置個所等は、高齢者、障害者等が当該施設を利用するために必要な情報となります。

そのため、バリアフリー法においては、マスタープランに市町村が行う情報提供について明記した場合、公共交通事業者等及び道路管理者は、高齢者、障害者等が旅客施設及び道路を利用するために必要となる情報を市町村に提供することが義務付けられています。

また、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等においては、高齢者、障害者が施設を利用するために必要となる情報について、市町村への情報提供が努力義務となります。

提供する事項は、高齢者や障害者等に配慮したエレベーターの設置や便所、駐車施設、その設置個所などの情報です。

2) 情報の整理及び提供

市は各施設設置管理者から報告された情報を整理し、ホームページ等に公開することでバリアフリー情報の一元化を進めていきます。

なお、各施設設置管理者は、当該年度の末日までに市への報告をお願いします。

《参考：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第二十四条の七・第二十四条の八》

（市町村による情報の収集、整理及び提供）

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）

第二十四条の八 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

第 7 章 バリアフリーの推進に向けて

1) 心のバリアフリーの取り組み

高齢者、障害者、外国人等が安心して日常生活や社会生活を行うためには、施設整備（ハード面）だけではなく、市民一人ひとりが心のバリアを取り除き、お互いに理解を深め支えあう「心のバリアフリー」が重要です。

そのためには、地域での取り組みや学校等における福祉教育を充実する必要がある、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で協力して取り組むことが大切です。

①市民による心のバリアフリー

多機能トイレの利用マナーや自動車・自転車の運転マナー、障害者用駐車施設の利用等についても思いやりのある行動が必要です。

市民一人ひとりが高齢者や障害者、外国人等の立場に立った心のバリアフリーに向けて、意識を醸成していくため、「自分ができること」を考え、行動できるような取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ◆障害者理解講座やふれあい活動への参加、手話・点字等の養成講座に参加するなど、自分にできる支援を行います。
- ◆駅やバス停、ショッピングセンターなどで、支援を必要としている人がいたら、「何かお手伝いすることはありますか」と声をかけます。

②事業者による心のバリアフリー

公共交通施設での高齢者、障害者、外国人等への配慮ある対応や介助の充実、また、店舗や職場などの事業者による高齢者、障害者、外国人等への配慮など、社員・職員教育をはじめ、利用者の立場に立った心のバリアフリーに向けた意識を醸成するための取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ◆障害や認知症についての知識や接遇の配慮を学ぶことにより、職場における接遇や周囲への啓発に活かします。
- ◆点字や多言語メニューの作成、筆談、手話でのコミュニケーションなど障害者、外国人等が利用しやすいサービスの提供に努めます。

③行政による心のバリアフリー

市民一人ひとりがバリアフリーへの理解を深め、お互いが相手を理解し、尊重することができる「心のバリアフリー」を推進するため、市広報紙や市ホームページ等を通じて、高齢者や障害者に対する知識や理解を促すなど、広報・啓発活動を行います。また、移動等円滑化のための事業に対する支援措置の充実を図ります。

児童、生徒等にバリアフリーの必要性やバリアフリーの心を育てる教育の推進を行うなど、広く市民に心のバリアフリーの意識を醸成するための取り組みを推進します。

【取り組み内容】

- ◆市の広報紙やホームページをはじめ、テレビや新聞など各種メディアを活用して配慮の取り組みを紹介するなど、共生社会のまちづくりに向け広報活動を展開します。
- ◆点字メニューの作成や手話通訳の設置費用など、コミュニケーション支援に要する費用を助成します。
- ◆保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、および高等教育機関での講演やふれあい活動を実施し、若い世代に対する障害者理解を推進します。
- ◆「情報バリアフリー化の手引き」に基づき、高齢者、障害者への情報保障に取り組むとともに、窓口業務、会議、イベント等においても、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施します。
- ◆「登録バリアフリー施設」「コミュニケーションボード」「ヘルプカード」「ヘルプマーク」等の活用を奨励します。
- ◆市の広報など行政情報の多言語化に取り組むとともに、外国人向けの相談窓口を設置します。
- ◆公共交通事業者を対象としたバリアフリー研修を実施します。

第 8 章 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の 評価・見直し

1) マスタープランの評価・見直し

本マスタープランが示す移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化に関する措置の状況については、毎年度、調査及び評価を行います。

また、5年間の計画期間中であっても必要があると認められるときはマスタープランを変更し、宇部市におけるバリアフリー化を持続可能な取り組みとして継続して推進します。

評価・見直しについては、「宇部市公共交通協議会（移動等円滑化促進方針関係）」において、マスタープランの作成（Plan）後のバリアフリー化の実施（Do）を受けて、その結果を評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といったP D C Aサイクルにより、現状に則した計画となるように継続的に改善するスパイラルアップのサイクルを構築します。

具体的には、庁内関係課等で構成している「宇部市バリアフリー化推進連絡協議会」において、毎年度、移動等円滑化促進地区のバリアフリー化に関する措置の状況を調査するとともに、その進捗状況等を「宇部市公共交通協議会（移動等円滑化促進方針関係）」に報告し、その報告に基づき評価等を行い、見直しの必要があると判断された場合は、本マスタープランを変更することとします。

なお、移動等円滑化促進地区において、事業化の目処が立った場合には、基本構想の作成へと移行し、具体的なバリアフリー事業を進めていきます。